

6号機 ガスタービン発電機使用不能による運転上の制限の逸脱について（公表区分Ⅱ）

2025 年 9 月 12 日

東京電力ホールディングス株式会社

柏崎刈羽原子力発電所

2025 年 9 月 12 日午後 2 時 1 分頃、7 号機の横に設置しているガスタービン発電機（以下、G T G）1 台の試運転を実施していたところ、午後 2 時 4 分に自動停止し、使用できないことを確認しました。

また、同時刻に G T G が使用できないことを確認したことから、6 号機の原子炉施設の保安規定に定める運転上の制限※から逸脱したと判断しました。

このため、保安規定で要求される代替措置として、以下の内容を実施しております。

- ・当該系統を動作可能な状態に復旧を開始すること
（午後 2 時 30 分開始、現在復旧に向けて作業継続中）
- ・非常用ディーゼル発電機（以下、D G）1 台を起動し、動作可能であること
（午後 5 時 15 分確認）
- ・当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備が動作可能であること
（現在 7 号機 D G からの電源融通ができるように準備を進めております）

今後、当該 G T G が自動停止した原因について調査いたします。

なお、本事案による使用済燃料プール、原子炉の冷却への直接的な影響ありません。

※保安規定では、安全機能を確保するために常設代替交流電源設備による電源系が動作可能であることを「運転上の制限」として定めており、G T G は、計 1 台が動作可能であることとしている。

以 上